省　令

○財務省令第十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　財務大臣　菅　直人

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十二年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

本則の様式の裏面を次のように改める。

裏

エネルギーの使用の合理化に関する法律（抄）

第87条

3　主務大臣は、第３章第１節（第７条第１項及び第５項、第７条の２第１項、第７条の３第１項、第７条の４第１項及び第３項、第８条第１項、第13条第１項、第17条第１項及び第３項並びに第19条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

9　主務大臣は、第４章第１節第２款（第61条第１項及び第４項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定荷主に対し、貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15　第１項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条　第３章第１節及び第87条第３項における主務大臣は、経済産業大臣並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所管する大臣とする。

2　第４章第１節第２款及び第87条第９項における主務大臣は、経済産業大臣及び当該荷主の事業を所管する大臣とする。

第96条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三　第15条第１項（第19条の２第１項において準用する場合を含む。）、第56条第１項（第69条及び第71条第６項において準用する場合を含む。）、第63条第１項、第75条第５項、第75条の２第３項若しくは第87条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第１項から第３項まで若しくは第５項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

規　則

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第三項及び第七十六条の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則（平成十四年公正取引委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第十六条の二第一項第三号」を「第十六条の二第一項第二号の二、第三号」に、第二項第四号の二、第五号」に改める。

附　則

この規則は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○総務省告示第百十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき、法第二条第九項に規定する統計基準として、指数の基準時に関する統計基準を次のように定め、平成二十二年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）である指数について適用する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博

指数の基準時に関する統計基準

1　指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が０又は５である年とする。

2　ウェイトを固定する指数

⑴　ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

⑵　ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、１の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が０又は５である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに１の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3　基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4　その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

○法務省告示第百六十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年三月三十一日

法務大臣　千葉　景子

住所　奈良県香芝市西真美１丁目29番地18
金法世志　昭和42年９月25日生

住所　東京都立川市曙町３丁目３番13号
白雄大　昭和63年10月11日生

住所　山口県下関市一の宮町１丁目３番48号
金浩康　昭和55年２月５日生

住所　大分市大字皆春108番地２
金紀子　昭和39年１月28日生
成光仁　平成８年１月16日生

住所　大分市高城西町30番12―208号
成慶一　昭和63年12月11日生

住所　横浜市緑区白山１丁目２番３号
田理恵　昭和56年２月９日生

住所　横浜市鶴見区駒岡１丁目22番Ｆ―701号
宋貞子　昭和19年６月４日生